

州公衆衛生機関は、公衆衛生改善のために公衆衛生のインフラと容量、手順、成果に関する業績を州と地方自治体のレベルで管理することができる。州公衆衛生機関は、公衆衛生事業体と協議のうえ、質向上と業績改善を目指して利用しやすく、手順でしかも処罰的ではない業績基準、手段、手順の確立・実施に努める。州公衆衛生機関は、公衆衛生制度の下で州と地方自治体の公衆衛生業務の改善手段および結果責任を改善する手段として業績指標を採用、管理することができる。

第3-104項 州・地方自治体公衆衛生機関の認定

州公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能の提供能力に基づく公衆衛生機関国家認定プログラムに参加することができる。州公衆衛生機関は、地方自治体公衆衛生機関、公的・民間部門パートナー向けに国家認定プログラム（これに限定されない）を参考にした自主認定プログラムを開発することもできる。

第3-105項 動機付けおよび評価

[a] 動機付け 州公衆衛生機関は、下記に示すとおり公衆衛生就労者・業績管理・認定の基準または目標に応えるよう動機付けを行うこともできる。

- (1) 所内アカウントビリティ賞
- (2) 公衆衛生機関、その請負業者、ボランティアを報賞
- (3) その他、財政恩典など開発の取り組み

[b] 評価 州公衆衛生機関は、従業員の養成、業績管理、認定目標を評価する制度と基準を採用して運営する。

第3-106項 公衆衛生計画と優先順位の設定

[a] 公衆衛生総合計画 州公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を促進するため、公衆衛生制度の評価および優先順位の設定を行う総括的な全州公衆衛生計画を開発しなければならない。

- (1) 公衆衛生諮問機関および公衆衛生制度に関わる公的・民間部門パートナーの代表者と協力して当計画の開発に当たること。
- (2) 当計画は、当法に準じて入手した既存の・入手可能な監視データまたはその他情報のほか、対象者特定保健計画または公衆衛生の成果・改善に関する国家のガイドラインや勧告に従ってもよい。
- (3) 計画は[日付記入]までに作成しなければならない。

[b] 一般的範囲 計画により全州の公衆衛生制度の評価、優先順位設定を行い、さらに以下を行うものとする。

- (1) プログラムの開発、実行、評価により、公衆衛生の基本的サービスと機能を目指して公衆衛生制度を導く。
- (2) 公衆衛生制度の効率と有効性の向上に努める。
- (3) 公衆衛生の基本的サービスと機能を提供するためにより多くの資源配分を要する分野を特定する。
- (4) 州公衆衛生機関が策定した公衆衛生計画の目標と優先順位を取り入れる。

[c] 要素 当計画に下記要素を盛り込むか、またはそれに対して取り組む。

- (1) 既存公衆衛生の州と地方自治体レベルでの問題、相違、懸念の特定および定量化
- (2) 州および地方自治体のレベルで既存公衆衛生資源の特定
- (3) 計画目標の宣言
- (4) これらの目標を達成するための勧告の特定
- (5) 1件以上の重大な公衆衛生症状の優先順位設定についての説明
- (6) 文化的、言語的に適切なサービスを開発、推進する戦略についての詳細な説明
- (7) 公衆衛生の基本的サービスと機能を支援する情報インフラの開発
- (8) 既存の公衆衛生の問題、相違、懸念に取り組むプログラムおよび活動についての詳細な説明
- (9) 公衆衛生サービスの統合方法および公衆衛生制度の効率と有効性を最大限にする公衆衛生資源の配分方法についての詳細な説明
- (10) 地方自治体公衆衛生機関が地方自治体公衆衛生計画の目標を達成するうえでの総合計画の支援方法についての詳細な説明
- (11) 計画実行コストの推定
- (12) 計画の各要素を実行するタイムライン
- (13) 公衆衛生制度の下でサービス提供を調整する戦略
- (14) 有効性（無効性）および成功（失敗）の測定可能な指標
- (15) 法規則改正の勧告

[d] 期間 当計画は5年間有効であるが、毎年改訂されることがある。それ以降の計画は5年毎に作成される。

[e] 地方自治体公衆衛生計画 地方自治体公衆衛生機関は、[a]号に規定する公衆衛生総合計画に準じて地方自治体公衆衛生計画を作成することができる。

- (1) 地方自治体公衆衛生計画では以下を行うことができる。
 - (i) 地域社会の衛生状態とリスク要因に関するデータ調査を行う。
 - (ii) 地方自治体公衆衛生制度の能力と業績を評価する。
 - (iii) 地域社会の保健衛生の改善に向けた目標と戦略を特定する。
 - (iv) 計画の作成と実行に地域社会代表者がどのように関わるかを説明する。
 - (v) どのようにして地方自治体公衆衛生機関が州公衆衛生機関および州公衆衛生制度で関わる他者と協力して公衆衛生総合計画で特定される目標および優先順位の設定を実現するかについて取り組む。
- (2) 州公衆衛生機関は、前記支援を要請する地方自治体公衆衛生機関に対して奨励、技術的支援を行うか、あるいは他の地方自治体公衆衛生機関と協力して計画作成に当たる。

[f] 報告 州公衆衛生機関は、知事、「州立法府」、州公衆衛生機関およびその他公的・民間部門パートナーに対し、[a]号に規定する公衆衛生総合計画の利用を可能にしなければならない。

第3-107項 公衆衛生諮問機関

§ 3-106[a]に規定する公衆衛生総合計画の開発など公衆衛生制度に関するすべての事柄について、州公衆衛生機関および知事を支援するよう[日付記入]までに諮問団体として公衆衛生諮問機関を結成することができる。

[a] 諮問機関は、知事が州および地方自治体公衆衛生機関またはその他公衆衛生制度関係者と連携して任命された[15名]のメンバーから構成されることとする。各メンバーは[5年]の期差任期となり、任命には議会承認が必要である。

[b] 州、他州または地方自治体の団体にある州公衆衛生機関、地方自治体公衆衛生機関、部族公衆衛生機関（例えば、環境保護、保険、教育、労働に従事する団体）、医療施設、ヘルスケア・プロバイダー、健康保険会社、一般市民を代表する特定メンバーが任命されるものとする。州職員は諮問機関の顧問業務に従事すること。その他利害関係者または組織を代表する追加メンバーも任命されることがある。諮問機関のメンバーは機関の議長を選出するが、その議長もメンバーでなければならない。

[c] 諮問委員会は副諮問委員会を創設して公衆衛生制度の特定分野または特定ニーズに対応するフォーラムの役割を果たすこともできる。個人は諮問委員会議長の裁量で自由に副諮問委員会に参加することができる。

[d] 諮問委員会のメンバーは、諮問委員会代表者または先在諮問委員会のメンバーに関する州法に準じて補償される。

[e] 諮問委員会は十分な資金と要員を得て運営が行われるとともに、毎年四半期単位で少なくとも2回会合を設けなければならない。

第 IV 条

公的・民間部門パートナーとの協力および関係

第 4-101 項 連邦、部族政府、州、地方自治体の公衆衛生機関の関係

[a] 概要 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する連邦、部族、その他州・地方自治体公衆衛生機関、またはその他公的部門パートナーとともに強力な業務関係を確立しなければならない。

[b] 連邦と州の協定 州公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を調整する目的で連邦機関と協定と結ぶことができる。

[c] 州間協定 州公衆衛生機関は、協定当事者州間の公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を調整する目的で他州またはその機関と協定を結ぶことができる。

[d] 地方自治体間協定 地方自治体公衆衛生機関は、[州の既存地方自治体間協法(あれば)]を遵守して公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する目的でその州のその他地方自治体公衆衛生機関と協定を結ぶことができる。地方自治体公衆衛生機関は、本項に準じて協定書を州公衆衛生機関に提出すること。

[e] 地方自治体公衆衛生機関、隣接州・市間の協定 州国境に隣接する地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を目的に隣接州・市当局と協定を結ぶことができる。地方自治体公衆衛生機関は、本項に準じて協定書を州公衆衛生機関に提出して事前に承諾を得ること。

[f] 部族協定 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する目的、インディアン居留地またはその近隣に居住するインディアンと非インディアンの住民、前記居留地の境界外で居住するインディアンに固有な公衆衛生ニーズに取り組むよう奨励する目的で、その州にある部族機関および部族の公衆衛生機関と協定を結ぶことができる他、州公衆衛生機関は隣接する州の部族機関および部族の公衆衛生機関と協定を結ぶことができる。ことができる。その他の目的のうちこれらの協定は下記事項に生かすことができる。

(1) 有効性が立証されれば、その他の公衆衛生機関、部族、部族機関、部族の公衆衛生機関、部族間組織、その他事業体が利用できる、特定の公衆衛生ニーズに対する解決方法を開発、試験、実証する。

(2) 協定に定めらる部族サービス地域内に居住する個人に公衆衛生サービスを提供する共同プログラムの準備・経常費用の資金調達を行う。

(3) 部族サービス地域内に居住する個人に関し、公衆衛生課題や医療課題における公衆衛生のニーズ評価と研究を実施する。

(4) 特定可能な公衆衛生情報の共有など、州、地方自治体、部族の公衆衛生機関の間のデータ共有を規定する。

(5) 公衆衛生計画の共同開発を規定する。

(6) 州、地方自治体、部族の公衆衛生機関のその他活動を奨励かつ支援して公衆衛生を向上、維持する。

[g] 公衆衛生管轄区域 被災住民に公衆衛生の基本的サービスと機能を提供しやすくする目的で、当機関(決議によって)は2つ以上の地方自治体、部族の公衆衛生機関から構成される公衆衛生管轄区域を設置することができる。公衆衛生管轄区域は、関係公衆衛生機関が管轄するすべての地域からなり、州法に準じて分類かつ統治されるものとする。

第 4-102 項 公的・民間部門パートナー間の関係

[a] 概要 個人が健康でいられるよう条件を改善するために集団ベースかつ地域社会レベルでの介入を行うことは公衆衛生の改善にとって不可欠である。したがって、本項に準じて、公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を向上するために州・地方自治体公衆衛生機関は公衆衛生制度の下で公的・民間部門パートナーとの公式もしくは非公式な関係を確立することができる。

[b] 民間部門パートナーとの公式協定 州・地方自治体公衆衛生機関は、§ 4-101 に準じて公的部門パートナーと公式に契約または協定する権限に加えて、公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する目的で民間部門パートナーが州内または州外にあるかどうかにかかわらずこれらと公式もしくは非公式に協定を結ぶことができる。

[c] 地域社会の共同事業 州・地方自治体公衆衛生機関は、公式な契約または協定のほかに、公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する目的で地域社会または公的・民間部門パートナーの共同事業を通じて公的・民間部門パートナーと協働することが奨励される。

[d] 調整 州公衆衛生機関は、多くの民間・公的部門パートナーとの間で公衆衛生活動・機能を促進するため、これらパートナーと地方自治体公衆衛生機関の作業の調整に当たること。州公衆衛生機関は作業調整目的のため、下記の手段のいずれかまたはすべてを利用することができる。

- (1) 電子的手段またはその他の手段による継続的・定期的連絡
- (2) § 3-106 で引用される公衆衛生計画プロセスに広く公的・部門パートナーを編入
- (3) 評価、政策の策定または方策、保証活動に関する情報を共有、計画を推進する地方自治体、地域、州レベルでの会議またはプログラム
- (4) 特定の地理学的地域、局地、演習地域内での調整作業を円滑にする主導的協力者の指名

[e] 民営化 本項のいかなる内容も、州と地方自治体の公衆衛生機関が直接民間部門パートナーを通じて公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する目的のため請負業者およびその他民間部門パートナーと契約する能力を制約しない。以下の場合に州と地方自治体の公衆衛生機関は、請負業者またはその他民間部門パートナーに依頼し民営化によって選定した公衆衛生の基本的サービスと機能を提供する権限が特に認められる。

- (1) 本項に準じて締結した契約は公共事業体を統御する（適用可能な場合は調達関連法規 (Public Procurement Act) に準じて）適用法、規則に従う。
- (2) 既存の公衆衛生の基本的サービスと機能の民営化が個人または公衆衛生制度に悪影響を及ぼさずに公衆衛生の成果を改善できることが事前に実証される。
- (3) 請負元の公衆衛生機関または公衆衛生制度に関わる機関（サービスや機能を提供する機関は除く）が民営化サービスを精細かつ定期的に監視する。州公衆衛生機関は、公衆衛生制度に関わる他の機関と協議して、民営化サービスや機能を提供するすべての人の業績検討に用いる評価基準を考案することができる。

第 4-103 節 公衆衛生制度における参加事業体間の関係

公衆衛生の成果が改善されるかどうかは、州と地方自治体の公衆衛生機関と協力して公衆衛生の基本的サービスと機能を提供するヘルスケア・プロバイダー、保健施設、健康保険会社の積極的役割に左右される。本項に準じて、州・地方自治体公衆衛生機関は、特に公衆衛生制度に関わるこれらの参加事業体と協力し、公衆衛生の使命を推進すべく効率的関係を構築するとともに参加者の役割を推進する。

[a] ヘルスケア・プロバイダーおよび保健施設 州・地方自治体公衆衛生機関は、その管轄区域にあるヘルスケア・プロバイダーおよび保健施設と協力して、公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を調整すべく下記の活動に従事する。

- (1) 予防診療ガイドラインの正しい利用に関する情報と訓練の普及
- (2) 患者管理または診療と関連のある州公衆衛生機関から入手したサービスと資源情報の提供
- (3) 公衆衛生の基本的サービスと機能の提供に関する診療と患者サービスを対象とした契約の展開
- (4) 公衆衛生診断と調査サービス、機能の成果に関するデータ報告の手段およびシステムの開発と普及
- (5) 公衆衛生の基本的サービスと機能の提供に関するヘルスケア・プロバイダーの成果を測る資源と手段の開発および普及

[b] 健康保険会社 州公衆衛生機関は、グループ、個人の保険商品および医療保険商品（健康保険会社が販売する認可保健（licensed insurance）、HMO（保険維持機構）商品、公務員保険（public employee health plans）、州の低所得者医療扶助制度（Medicaid）、児童健康保険プログラム（Children's Health Insurance Program）など）に組み込む公衆衛生の基本的サービスと機能の提供を促進する基準の開発に当たることができる。前記基準には下記が含まれる。

- (1) 公衆衛生の基本的サービスと機能に関するデータ報告
- (2) 公衆衛生の基本的サービスと機能に關与する公衆衛生機関が医療の質を判定する際に利用する手段と資源
- (3) 公衆衛生非常事態時の身体と精神衛生の診断、治療、管理に関する適用基準（最低受益群、許容量、期間と適用範囲の制限、定義と条件）
- (4) 公衆衛生非常事態発生時におけるネットワーク利用に関する基準、例えば、同期間中における「ネットワーク内団体」としての保健施設およびヘルスケア・プロバイダーの指定
- (5) 公衆衛生実務ガイドライン適用契約への組み入れ
 - (i) 一般にグループ、個人保険の一部として
 - (ii) 公衆衛生非常事態発生時の身体的および精神的衛生状態の評価、治療、管理に利用

第 V 条

公衆衛生権威／権限

第 5-101 項 重大な公衆衛生症状の防止・管理

[a] 概要 州・地方自治体公衆衛生機関は、本条に定める権限と条項を用いて重大な公衆衛生症状を防止、管理、改善し、またはその他公衆衛生の基本的サービスと機能を遂行することが認められる。

[b] 指導方針 州・地方自治体公衆衛生機関はこれらの権威または権限を行使するうえで、下記の原則を指針とする。

- (1) 公衆衛生の目的 公衆衛生の権威もしくは権限を行使することで、公衆衛生の基本的サービスと機能が達成され公衆衛生が向上または維持されること。
- (2) 科学的根拠のある活動 州・地方自治体公衆衛生機関は、できる限り近代科学的根拠がある原則と事実に基づいた手法、慣例、プログラムに従って権威、権限を行使しなければならない。
- (3) 介入の繰り合わせ 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生の基本的サービスと機能を遂行できるよう繰り合わせ、介入を計画、実行するよう勤めなければならない。機関は強制的権限（公衆衛生の見地から必要を超えると考えられる個人への適用）の過度に広範な行使を避けるように努めなければならない。
- (4) 制約が最小限の代替手段 州・地方自治体公衆衛生機関は、権威もしくは権限、特に強制的権限を行使するときは制約が最小となる代替手段を用いることとする。このことは当機関が 1 つ以上の権威または権限を行使して公衆衛生の基本的サービスと機能を果たす場合、可能な限り個人の権利や利益の損害を少なくする方策や活動を用いなければならないことを示す。当機関が制約の最も少ない代替手段を採用するといっても、公衆衛生または安全性の保護に効果的でない方策やプログラムを用いていいことにはならない。
- (5) 非差別 州および地方自治体公衆衛生機関は、人種、民族、国籍、宗教的信念、性別、性的指向、障害度によって不当に個人を差別してはならない。
- (6) 尊厳の尊重： 州および地方自治体公衆衛生機関は、各機関の管轄区域において各人の国籍、市民権の有無、居住状況にかかわらず個人の尊厳を尊重する。
- (7) 地域社会の参加： 公衆衛生を保護するには、公衆衛生の継続的教育、支援を行って公衆衛生の目標達成に向けた地域参加を奨励、推進しなければならない。当基本方針は公衆衛生業務における自発的倫理を支持するが、当法は強制的権限の行使も認めており、公衆衛生を危機に陥れる可能性のある人に対する刑事制裁など規定する。

[c] 強制的権限 州・地方自治体公衆衛生機関が § 5-106[c]（強制検査）； § 5-106[d] (1)（強制集団検診）； § 5-107（強制治療）； § 5-108（検疫と隔離）； § 5-109（ワクチン接種）またはその他の権限において強制的権限を行使する場合は必ず、

- (1) 当機関は、可能な限り強制的権限の行使において個人の自主的協力を最初に求めなければならない。
- (2) 特定群の個人は、直接被害を受けない限りにおいて裁判所命令による強制的権限の対象となる。
- (3) 本号に準じて裁判所命令に従わない個人はすべて § 8-104[b]により軽犯罪となる。
- (4) 州・地方自治体公衆衛生機関は、他者または公衆衛生に対するリスクや危険性を除く目的でその他の公衆衛生的介入策を採用できる。

第 5-102 項 第 5-102 項 監視活動 - 情報源

[a] データ編集 州・地方自治体公衆衛生機関は、下記に関連する特定可能もしくは特定不可能な情報のデータベースを収集、解析、保守を行うことが認められる。

- (1) 特定の重大な公衆衛生症状について特定されたリスク要因
- (2) 重大な公衆衛生症状における罹患率と死亡率
- (3) 重大な公衆衛生症状に関するコミュニティ指標
- (4) 公衆衛生の使命や目標を達成、推進あるいは公衆衛生の基本的サービスと機能を提供するにあたり必要とされるその他のデータ

[b] データ源 州・地方自治体公衆衛生機関は、連邦、部族、州・地方自治体機関（部族組織を含む）、ヘルスケア・プロバイダー、その他民間と公的組織からデータを入手することが認められる。

(1) 当機関は、その他政府情報源および民間情報源より入手した情報、退院報告書、死亡証明書に記載された情報、その他動態統計、環境データ、公開情報を利用することができる。

(2) 当機関は、患者や報告義務のある病気または重大な公衆衛生症状を有する患者の特性を特定できる、ヘルスケア・プロバイダーが保有する公衆衛生記録の情報開示を求めたり、検証することができる。

[c] データ利用 特定可能な衛生情報は、当法第 VII 条に準じてのみ入手、利用、開示、保管できる。特定不可能なデータは、いかなる目的や手段にても入手、利用、開示、保管できる。

第 5-103 項 報告

[a] 概要 州公衆衛生機関は、報告義務のある病気、その他重大な公衆衛生症状のリストを作成すること。当リストには病気、有毒物質、微生物、その他病原体に曝露した人または動物の病気、状態などを記載する。州公衆衛生機関は下記を実施することとする。

- (1) それぞれの病気、その他重大な公衆衛生症状の報告時間、報告方法、報告担当者について定める。
- (2) 性質と公衆衛生に与える影響の重篤性について報告義務のあるそれぞれの病気と状態を分類する。
- (3) 報告義務のある病気と状態のリストを定期的に保守し、必要ならば改訂する。
- (4) 報告義務のある病気と状態の記録簿を作成する。
- (5) ヘルスケア・プロバイダー、その他本項に準じて病気、状態の報告義務のある人に報告要件を確実に配布する。
- (6) 連邦および部族の公衆衛生機関との間で報告義務のある病気またはその他重大な公衆衛生症状に関する情報を入手かつ共有する協定を結ぶか、その他取り決めをすることもできる。

[b] 報告義務のある人 病気またはその他重大な公衆衛生症状を州・地方自治体公衆衛生機関に報告するよう州公衆衛生機関から求められている人（ヘルスケア・プロバイダー、薬剤師、臨床検査施設、検死官、監察医、獣医師）はすべて、報告義務のある病気または状態に陥った、あるいはそれが疑われる全症例について知りうる限りの情報を提出するものとする。報告義務のある病気または状態の例を知っている、あるいはその疑いをもつその他の人はすべて、州公衆衛生機関から求められているとおりその例について入手可能な情報を州・地方自治体公衆衛生機関に提出する（特にその例が今までに報告されていない場合）。

[c] 正規技能 病気、その他重大な公衆衛生症状の報告を求められている職員はすべて、正規技能を発揮して報告義務のある病気または状態の判断に当たること。

州・地方自治体公衆衛生機関は、その病気または状態を判断する際に議論の余地があり、しかもその病気または状態が公衆衛生上重大である可能性があれば、[州の臨床検査施設]または認定された臨床検査施設に検査を依頼して不明な点の解決に役立てるものとする。

[d] 情報の共有 それぞれの地方自治体公衆衛生機関は、病気または状態の報告について州公

衆衛生機関が請求する情報をすべて[少なくとも毎週]その州公衆衛生機関に送付しなければならない。州公衆衛生機関は、[f]号に引用されている病気または状態などの指定された病気または状態について地方自治体公衆衛生機関に対して迅速な報告を求めることができる。州公衆衛生機関は、第VII条のデータ利用の原則に準じて報告義務のある病気に関するすべての収集情報を連邦、部族、地方自治体公衆衛生機関が入手できるようにすること。

[e] 電子式レポート・システム 州公衆衛生機関は、報告情報、送信情報の精度と適時性を向上するために全州電子レポート・システムを確立することができる。当システムはデータ機密性と他州および連邦の公衆衛生レポート・システムとの互換性を可能な限り確保するよう技術的に設計されていなければならない。

[f] 公衆衛生非常事態の探知と追跡の報告

[1] 概要 ヘルスケア・プロバイダー、検死官、監察医は、公衆衛生非常事態の原因または指標とみられる重大な公衆衛生症状を有する全症例を州・地方自治体公衆衛生機関に報告しなければならない。

(i) 報告義務のある条件として42 C.F.R. § 72 補遺 A (2000) に記載する生物剤および州公衆衛生機関が特定したすべての病気または健康状態などが挙げられるが、これに限定されない。

(ii) 「ヘルスケア・プロバイダー」とは、本項の目的のため、州の報告要項に同意する他州の臨床検査施設なども含まれる。

(2) 薬剤師 薬剤師は処方料および処方様式の異常変動、または公衆衛生非常事態の原因または指標となりそうな来店についてすべて報告しなければならない。報告を要する処方箋関連状況として下記が挙げられるが、これに限定されない。

(i) 抗生物質その他医薬品の処方回数、州公衆衛生機関が規制に基づき特定した病状を治療するOTC薬の売上の異常な増加

(ii) 比較的稀であるか、バイオテロと関連があるか、または§ 5-103[f] (1) (i)に引用する生物剤が原因とみられる病気を治療するすべての処方

(3) 家畜病 獣医師、家畜所有者、家畜衛生試験場所長 (veterinary diagnostic laboratory director)、その他動物を世話する人は、公衆衛生非常事態の原因または指標とみられる重大な公衆衛生症状に陥っている動物、またはその疑いのある動物について報告しなければならない。

(4) 報告方法 報告書については、本項の目的のため[24時間]以内に電子手段または書面にて州・地方自治体公衆衛生機関用として作成する。報告書には可能な限り下記情報を記入すること。

(i) 報告書の対象である特定の病気、疾患、状態

(ii) 患者の名前、生年月日、性別、人種、職業、現住所、勤務先住所

(iii) 報告者の名前と住所

(iv) 動物咬創、昆虫刺傷に起因する人症例について、その動物や昆虫がいたと思われる場所、飼主がわかっているならばその名前と住所

(iv) 動物症例について、動物がいたと思われる場所、飼主がわかっているならばその名前と住所

(vi) 追跡対象となる人または動物の居場所の特定に必要なとされるその他情報

(5) 情報の共有

(i) 州・地方自治体公衆衛生機関は、報告すべき重大な公衆衛生症状、異常なクラスター、公衆衛生非常事態の原因または指標となる不審な事象について疑っているか、知っている、あるいは確認したときは必ず州と地方自治体の公衆衛生機関へ直ちに通告すること。

(ii) 州・地方自治体公衆衛生機関は、報告すべき重大な公衆衛生症状、異常なクラスター、バイオテロに起因するか、もしくはその指標となり得ると合理的に考えられる不審事象について疑っているか、知っている、あるいは確認したときは必ず公安局および連邦、部族の公安衛生機関へ直ちに通告すること。

(iii) 州および地方自治体公衆衛生機関と公安局との間の報告すべき状態、異常なクラスター、不審事象に関する情報共有は、公衆衛生非常事態の処理、管理、調査、防止に要する情報に限る。

第 5-104 項 疫学的調査

[a] 重大な公衆衛生症状の調査 州・地方自治体公衆衛生機関は、疫学的調査により重大な公衆衛生症状を調査することができる。調査には当状態に曝露または被害を受けた、あるいはその疑いがある個人の特定、インタビュー、検査、および公衆衛生への脅威が考えられる施設または物資の検査などが対象となる。

[b] 非常事態以外の病気の発生と流行の調査 州・地方自治体公衆衛生機関は、非常事態以外の病気の発生と流行の有無について確認し、疑わしい曝露源や感染源を調査して適切な管理手段を用いて対処できるようにし、病気の発生と流行の分布を確かめることができる。

[c] 公衆衛生非常事態の調査 州・地方自治体公衆衛生機関は、病気の症例または公衆衛生非常事態の原因や指標と考えられるその他重大な公衆衛生症例についてその有無を確認し、曝露源や感染源について前記の例をすべて調査して適切な管理手段を用いて対処できるようにし、病気の発生と流行の分布を確かめることができる。

[d] 調査の要素 州・地方自治体公衆衛生機関はこれらの責務を果たすよう以下を行うことができる。

(1) 個人の特定 当機関は、本条の § 5-102 および § 5-103 に準じて収集した情報またはその他信頼性のある情報に対処し、病気の発生、流行、公衆衛生非常事態の原因らしき薬剤に曝露したと考えられるすべての個人を特定すること。

(2) 個人のインタビューと検査 当機関は、曝露または被害を受けた個人を特定し、病気、その他重要な公衆衛生事態に関する情報を収集するため、§ 5-106 および § 5-107 に準じて必要に応じて前記個人に対してカウンセリング、インタビュー、検査を行うこと。

(3) 施設と物資の検査 当機関は、検査目的で、施設または物資が調査員、その他個人または公衆衛生を危険に陥れると考えられる合理的根拠がある場合、すべての施設を閉鎖、避難、除染するか、すべての物資を除染または破棄することができる。

第 5-105 節 伝染病に曝露した人のカウンセリングと照会サービス

[a] カウンセリングと照会サービスプログラム 州・地方自治体公衆衛生機関は、カウンセリングと照会サービス (CRS) を提供するための自主・機密プログラムを確立すること。公衆衛生機関が指定する伝染病に罹患、曝露した個人すべてがこのサービスを容易に利用できなければならない。

[b] 通知手順 CRS プログラムは、州公衆衛生機関が定めた書面での規制に準拠して運営されなければならない。当機関はこれらの規制を發布する際、本節の当該号にある原則のほかにより下記の要件を盛り込むこと。

(1) CRS カウンセラーまたはヘルスケア・プロバイダーに公開された CRS に関する情報はすべて機密とする。接触者名または接触者データの使用は、州・地方自治体公衆衛生機関が行う監視、疫学的調査、診断、治療、通知に限る。

(2) CRS プログラムに自主参加した伝染病罹患患者すべてに対して、接触者全員に伝染病に曝露した可能性がある旨を伝えることを通知すること。

(3) CRS カウンセラーは以下の場合を除いて、自主的に接触者を報告した伝染病罹患からインフォームド・コンセントを得たあとでその接触者に通知することができる。

(i) 個人が既知の接触者を通知する意思がないと CRS カウンセラーが合理的に判断する場合。この場合、個人のインフォームド・コンセントを得なくともカウンセラーはこれらの接触者に通知することができる。

(ii) 接触者に通知をすることで個人が著しいリスクに曝されると CRS カウンセラーが合理的に判断する場合。

(4) CRS カウンセラーが伝染病への暴露を接触者に開示する場合は、必ず本人に直接通知し(可能であれば)かつ伝染病罹患者と接触者のプライバシーの保護に努めること。CRS カウンセラーは例えば以下を開示してはならない。

(i) 接触者の名前を知らせた個人の名前、その他身元特定につながる情報

(ii) 接触者が伝染病に曝露した日付、期間

(5) CRS プログラムでは、個人が接触者名を開示したかどうかにかかわらず、伝染病に感染したその個人に対してカウンセリング、検査、診断、治療、照会サービスを行う。

[c] 通知情報 特に指定がない限り、CRS カウンセラーは接触者に下記事項を知らせること。

(1) 当該伝染病の特徴

(2) 当該病気の伝染方法と予防法

(3) 検査場所または治療場所の所在情報(入手可能ならば)

(4) 地域支援グループ、精神衛生サービス事業、医療施設の有無

伝染病に感染した個人が接触者に通知する場合、上記と同じ情報を提供し、カウンセリングを受けることが望ましい。CRS カウンセラーは、接触者が通知されたかどうかを確認するよう努めなければならない。

[d] プログラムにおける訓練および評価 CRS プログラムでは、定期的にカウンセラー、その他プログラム職員を教育、評価して高度なサービスを提供できるようにすること。

第 5-106 検査、健康診断および集団検診

[a] 概要 州・地方自治体公衆衛生機関は、個人または住民において重大な公衆衛生症状を特定するために検査、健康診断、集団検診手順またはプログラムを確立・運営できる。

[b] 検査、健康診断、集団検診を実施する要件 州・地方自治体公衆衛生機関は、検査、健康診断、集団検診を実施する際に下記の要件を遵守するものとする。

(1) インフォームド・コンセント 本節またはその他州法に別段の定めがある場合を除き、検査または健康診断を受ける個人(または法定代理人)のインフォームド・コンセントを得てから検査、健康診断、集団検診を実施すること。

(2) 有効性 検査、健康診断の実施については、重大な公衆衛生症状について行う検査または健康診断は有効性、信頼性が高くなければならない。集団検診については、適中率が十分高く、科学的に適切な方法を用いなければならない。

(3) 正当化 どの検査、健康診断、集団検診プログラムとも、個人または公衆衛生に脅威を与えるが、安全かつ有効な治療、個人行動の変更もしくは公衆衛生的介入によって回避、解決、軽減され、かつ伝染が緩和される重大な公衆衛生症状の特定ができなければならない。

(4) 検査前の説明 州・地方自治体公衆衛生機関は、検査、健康診断、集団検診を実施する前に、個人(または法的代理人)に対して検査、健康診断、集団検診の範囲、目的、有用性、リスク、考えられる結果について説明しなければならない。

(5) 検査後の説明 州・地方自治体公衆衛生機関は、検査、健康診断、集団検診の結果と同時に、またはその直後に個人（または法的代理人）に対してそれらの結果を全面的に報告しなければならない。妥当ならば、機関は個人にカウンセリングを行うか、またはカウンセリングが受けられる場所を個人に通知する。

[c] 強制的検査と健康診断 州・地方自治体公衆衛生機関は、他人または公衆衛生に重大なリスクや危険性がある伝染病に接触した個人、またはその可能性がある個人に対して検査または健康診断を受けるよう求めることができる。

[d] 集団検診プログラムの種類

(1) 強制集団検診 州・地方自治体公衆衛生機関は、重大なリスクや公衆衛生に深刻な脅威を及ぼす重大な公衆衛生症状に備えて強制集団検診プログラムを確立することができる。

(2) 条件付き集団検診 州・地方自治体公衆衛生機関は、重要な公衆衛生上の目的達成に必要な場合に条件付きプログラムを確立することができる。

(i) 特定群の個人はすべてサービスまたは特権を享受する条件として集団検診、検査または健康診断を受けなければならない。

(ii) 個人が集団検診、検査、健康診断の受診を拒絶した場合、州・地方自治体公衆衛生機関はサービスへの参加または特権の享受を阻止することができる。

(3) 定期的自主的集団検診 州・地方自治体公衆衛生機関は、重大な公衆衛生症状について定期的および継続的集団検診プログラムを確立することができる。離脱（個人が集団検診、検査、健康診断の承諾を拒否）を希望しなければ、特定群の個人全員が集団検診、検査、健康診断の対象となる。

第5-107節 強制的治療

[a] 情報提供の義務 伝染病に感染した個人を診断または治療するヘルスケア・プロバイダーまたは公衆衛生官はすべて下記について個人指導を行うものとする。

(1) 病気の再感染と伝播を防止する措置

(2) 治癒までの治療の必要性

[b] 治療義務 州・地方自治体公衆衛生機関は、他者または公衆衛生に重大なリスクや危険性がある伝染病に接触したか、またはその可能性がある個人に対して、適切な処方による投薬（必要に応じて直接監視下治療など）を受けて伝染病の治療を行い、当該病気の感染管理条項を遵守するよう求めることができる。

第5-108項 検疫と隔離

[a] 権威 州・地方自治体公衆衛生機関は、本節の条項に準じて州公衆衛生機関が発布した規則や規制に従って個人またはグループを隔離または検疫することができる。

[b] 条件と原則 州・地方自治体公衆衛生機関は、個人またはグループを隔離もしくは検疫するときは下記条件および原則に準拠しなければならない。

(1) 隔離と検疫は、伝染病またはその疑いがある病気の他人への伝染を防止するうえで最も制約が少ない手段でなければならず、隔離場所は民家、その他個人と公共の構内などがあるが、これに限定されない。

(2) 隔離された個人は検疫者とは別に収容しなければならない。

(3) 隔離または検疫を受けた個人の健康状態については、定期的に観察して隔離または検疫を続ける必要があるかどうかを判断しなければならない。

(4) 検疫を受けた個人が後になって感染したか、または伝染病あるいはそれらしき病気に感染したと判断されたときは、個人を直ちに移動、隔離しなければならない。

(5) 個人による伝染病またはそれらしき病気の他人への伝染リスクが無いと判断されれば、直ちにその隔離および検疫を終了しなければならない。

(6) 十分な食事、衣類、シェルター、隔離または検疫を受けている個人と外部との交信手段、適切な医療など、隔離や検疫を受けている個人のニーズに対して系統的かつ適切に取り組むこととする。

(7) 隔離および検疫に利用する屋外施設は、安全・衛生が維持され、隔離および検疫を受けている個人に感染またはその他危険性が拡大する可能性が最小限になるよう設計されなければならない。

(8) 個人のニーズを考慮、隔離および検疫用施設を設置・維持するうえで、可能な限り文化と宗教的信念を尊重するものとする。

[c] 隔離および検疫用施設への立入り 州・地方自治体公衆衛生機関は、隔離または検疫を受けている個人のニーズを満たす必要がある場合、医師、保健職員などがその個人に接近することを認めることができる。州・地方自治体公衆衛生機関による承認の有無を問わず隔離または検疫用施設に立ち入った個人を公衆衛生を守る目的で隔離または検疫することがある。

[d] 事前通知なしの一時的隔離と検疫 州・地方自治体公衆衛生機関は、隔離もしくは検疫が遅れることによって伝染病またはそれらしき病気のほかへの伝染を防止または抑止する同機関の能力が著しく損なわれると判断するときは、書面による命令にて一時的に個人またはグループを隔離または検疫することができる。

(1) 命令の内容 書面による命令には下記の事項を記述すること。

(i) 隔離または検疫を受ける個人またはグループの情報

(ii) 隔離または検疫の対象となる施設

(iii) 隔離または検疫の開始日時

(iv) 疑われる伝染病

(2) コピー 書面による命令のコピーを隔離または検疫を受ける個人に渡すこと。命令の対象がグループであり、各人にコピーを渡すことが非現実的である場合は、隔離または検疫用施設の目につく場所に掲示する。

(3) 隔離または検疫継続の請願書 州・地方自治体公衆衛生機関は、書面による命令の発行から10日以内に、§ 5-108[e]に準じて個人またはグループの隔離または検疫継続を承認する裁判所命令の請願書を提出することとする。

[e] 通知による隔離または検疫 州・地方自治体公衆衛生機関は、個人またはグループの隔離または検疫を承認する裁判所命令を裁判所に書面にて請求することができる。

(1) 請願書の内容 請願書には下記の事項を記載すること。

(i) 隔離または検疫を受ける個人またはグループの情報

(ii) 隔離または検疫の対象となる施設

(iii) 隔離または検疫の開始日時

(iv) 疑われる伝染病

(v) § 5-108[b]にある隔離および検疫についての条件と原則を遵守する条項

(vi) 本節に準じて隔離または検疫を正当化する根拠

請願書には、請願書で主張する事実を立証する州・地方自治体公衆衛生機関が作成した宣誓供述書のほかに裁判所による検証と関連がありそうな詳細情報および物資を添付すること。

(2) 通知 請願書で特定された個人またはグループへの通知は、既存の民事訴訟法に準じて遂行されるものとする。

(3) 事情聴取 本号に準じて提出されたすべての請願書についての事情聴取は、提出後[48 時間]以内に行わなければならない。州・地方自治体公衆衛生機関は、特別な場合および正当な理由があれば、本号に準じて提出されたすべての請願書にある事情聴取日を最長[5日]まで延長することができる。裁判所は、感染者の権利、公衆衛生の保護、検査または隔離の必要度、その他の事実を正当に配慮して（事情聴取の）継続を認めることができる。

(4) 命令 裁判所は、明確かつ説得力のある証拠により隔離または検査が伝染病またはそれらしき病気の他への伝染を防止または抑止するうえで当然必要であると判断されれば、請願書を承認するものとする。

(i) 隔離または検査を承認する命令は30日を越えてはならない。

(ii) 命令は、(a) 隔離または検査を受けた個人やグループを名前あるいは共通または類似した特性や状況にて特定し、(b) 本節に準じて隔離または検査の根拠となる事実を提示し、(c) 本節に明記した目的と制約の範囲で確実に隔離または検査を実施するための条件を記載し、さらに(d) 既存の民事訴訟法に準じて感染した個人またはグループの権利を確保するものとする。

(5) 継続 州・地方自治体公衆衛生機関は、§ 5-108[e] (4)に準じて発令した命令の期限満了までに、30日を越えない範囲で隔離または検査を継続することができる。

[f] 隔離と検査の免除 隔離または検査を受けた個人やグループはなぜ隔離または検査が終了しないかの理由を明らかにするよう裁判所に申し込むことができる。裁判所は依頼の件について判決を行い、申請から48時間以内にその理由を明らかにすること。

(1) 条件違反の救済措置 隔離または検査を受けた個人やグループは、隔離または検査の条件違反に対する救済措置について事情聴取を裁判所に求めることができる。事情聴取の請求により隔離または検査の命令が一時停止または差し止められることはない。

(i) 裁判所は特別な事情により迅速な救済の承認が正当化される場合、要請書を受け取ってから[24時間以内]に申し立ての件に関する事情聴取を行う日を定めること。

(ii) それ以外では、裁判所は、要請書を受け取ってから[5日以内]に申し立ての件に関する事情聴取を行う日を定めること。

(2) 延長 本節の下で行われる救済の訴訟手続きにおいて州・地方自治体公衆衛生機関は、特別な事情に応じて事情聴取期間を延長するよう裁判所に働きかけることができる。裁判所は感染者権利、公衆衛生の保護、必要度、その他の事実を正当に配慮して（事情聴取の）延長を認めることができる。

(3) 訴訟手続 当事者が裁判所に出廷できない場合、訴訟手続は法定代理人が行い、当事者全員が裁判に参加できる場所を確保またはその他手段を講じて実施する。以下の場合、裁判所は個人の請求をグループの請求に併合するよう命じることができる。

(i) 感染した個人の数が多いため、個人の出廷が非現実的である。

(ii) 個人の請求または権利に共通する決定すべき法律問題または事実問題がある。

(iii) グループの請求または権利が個人の請求または権利の典型である。

(iv) グループの全員を正当に代表することができる。

(4) 顧問弁護士の任命 裁判所は、隔離または検査を受けているかまたは受ける予定の個人またはグループについて、顧問弁護士が代理人となっていない場合に公費で顧問弁護士を任命す

ることができる。任命は個人やグループの隔離または検閲の期間継続される。州・地方自治体公衆衛生機関は、前記の個人またはグループとそれらの顧問弁護士との間の円滑な意思疎通を図ることとする。

第5-109節 ワクチン接種

[a] 概要 州および地方自治体公衆衛生機関は、伝染病またはその他重大な公衆衛生症状の誘発または伝播を防止するよう管轄区域内のすべての個人に対してワクチン接種を受けるよう求めることができる。

[b] ワクチン接種プログラムの実施要件 州・地方自治体公衆衛生機関は、ワクチン投与またはワクチン・プログラムを実施するうえで下記の要件を遵守しなければならない。

(1) インフォームド・コンセント 本節に別段の定めがない限り、ワクチン接種またはワクチン・プログラムを実施するにはワクチン投与を受ける個人（または法定代理人）のインフォームド・コンセントを得なければならない。

(2) 有効性 州・地方自治体公衆衛生機関は、伝染病またはその他重大な公衆衛生症状に対して承認された連邦認可ワクチンを用いなければならない。

(3) 正当化 ワクチン・プログラムは、安全かつ有効なワクチンにより回避、軽減、伝染を防止できる重大な公衆衛生症状をに対処することにより公衆衛生の法的目標に役立たなければならない。

(4) ワクチン接種前の情報 ワクチン接種の前に、個人（または法定代理人）にワクチンの性質、目的、効果、リスク、期待される結果について説明をしなければならない。

[c] ワクチンの投与 医師、医療補助員、看護師、薬剤師、州・地方自治体公衆衛生機関／連邦政府が運営する医療保健計画／部族または部族組織の認可を受け養成を受けた者のうち、下記に該当する個人がワクチンを投与することができる。

(1) ワクチンの適応症と禁忌の知識、受容者の健康や生命を危険に曝すようなワクチンに対する緊急反応の認識と治療など、ワクチン投与に精通している。

(2) 受容者の健康や生命を危険に曝すようなワクチンを原因とする緊急事態や反応の処置に必要な装置を保有し、接種、投薬ができる。

[d] ワクチン接種証明書 本節の範囲でワクチン接種の許可を受けた者は、記名した個人に対し適用規則と規制に準じてある日時に特定症状についてワクチン接種をしたことを州公衆衛生機関の作成用紙により証明すること。ワクチン接種証明書はワクチン接種要件を遵守したことを証明する最も重要な手段となる。ワクチン接種を行う者は証明書のコピーをワクチン記録簿に綴じること。

[e] 記録 州公衆衛生機関は、疫学的情報を収集してワクチン記録簿を作成、保管し、有効かつ費用効率の高い病気予防活動を推進すること。記録簿は州の正確、完全かつ最新のワクチン接種記録の宝庫となる。当機関はヘルスケア・プロバイダーと協議して、記録簿の情報を用いて、個人（または法定代理人）に対し機関で採用するワクチン接種計画に準じた特定タイプのワクチン接種の必要性および利用機会について通知すること。

[f] ワクチン接種診療所 地方自治体公衆衛生機関は、それぞれ他の機関と協力して1箇所以上の診療所を設立してヘルスケア・プロバイダーによるワクチン接種を受けられないか、受けなかった管轄区域の個人に対してワクチン接種を行うこととする。

[g] 学校または認可保育施設への入学のためのワクチン接種要件 (School or Licensed Day Care Vaccination Requirements) その他法律に別段の定めがある場合を除き、州公衆衛生機関が求める伝染病またはその他重大な公衆衛生症状に対する年齢相応のワクチン接種を受けてこなかった個人は当州の公立、私立の学校または認可保育施設に入学できない。

(1) 州公衆衛生機関は、米国疾病対策予防センター予防接種の実施に関する諮問委員会 (Centers for Disease Control and Prevention's Advisory Committee on Immunization Practices) と アメリカ小児科学会 (American Academy of Pediatrics Committee) の勧告に準拠した子供を伝染病から守るための規則と規制を適用・発布すること。前記の規則と規制は少なくとも下記の事項を取り入れなければならない。

(i) 米国疾病対策予防センターが推奨する公開ワクチン接種スケジュールに準じた一連の基礎ワクチン接種の指定

(ii) 機関の規定に従い、年齢または教育段階に関係なくすべての個人は学校または認可保育施設に入学する前にワクチン接種を済ませ、入学日までに一連のワクチン接種を開始して機関が決めた日時までに完了し、ワクチン接種証明書式や機関が定めたその他書類によるワクチン接種証明の提出を求める要件

(iii) ワクチン接種をしなかった個人、あるいは規定した期間内にワクチン接種要件を満たさなかった個人の学校または保育施設からの除外条項

(iv) 本節の範囲での審議中の除外について、年少登校者の親または法廷後見人に対する書面による通知の条項

(2) 学校ワクチン接種要項の施行に関する責任は、州の各学区または認可保育施設および公立、私立の学校に登校する個人（または法定代理人）に等しくある。

(3) 各学区および認可保育施設は、地方自治体公衆衛生機関と協力して登校者間の伝染病の伝播防止に努めること。各学区および保育施設は、承諾したすべての登校者（または法定代理人）に対して本節で認められた者がワクチン接種することを許可できる。

(4) 登校者が § 5-109[d] に準じてワクチン接種の証明書を提示した場合または § 5-109[h] によりワクチン接種を免除された場合、登校者はこれらの要件を免除される。

(5) 公衆衛生非常事態の時、もしくはワクチン予防可能な病気の発生または州・地方自治体公衆衛生機関が定めた伝染病流行が起きた場合、除外された登校者が当機関の要件に準じてワクチン接種を受けるまで、または当該登校者の存在が同登校者の健康または公衆衛生に何ら危険を及ぼさないと判断されるまで、同登校者を一時的に登校から除外することができる。

[h] 例外 下記に該当する場合、個人は本節に準じてワクチン接種を受ける必要がない。

(1) 当個人が身体障害者であるか、または米国疾病対策予防センターの予防接種の実施に関する諮問委員会 (Centers for Disease Control and Prevention's Advisory Committee on Immunization Practices) とアメリカ小児科学会 (American Academy of Pediatrics Committee) の勧告に基づいてワクチン接種は禁忌であり有害反応が起きる可能性が高い場合。

(2) 当個人がワクチン接種の効果を低下させる生来の病気を有するという医師の証明を提出した場合。

(3) すでに十分な免疫があることが検査で判明した。

(4) 個人（または法廷代理人）が、ワクチン接種は個人（法廷代理人）の敬虔な信仰心に基づく請求行動の自由を妨げるとの根拠により、裁判所命令に準じて発行された書面による署名入り宣誓供述書で異議を唱えた場合。

[i] 調達 州・地方自治体公衆衛生機関は、米国疾病対策予防センターが管理する連邦ワクチン契約により、不足したワクチンの購入について交渉を行い、本節の目的を遂行するものとする。当機関は施設を確保し維持してワクチンを安全かつ適切に保存・保管すること。

[j] 免除 本節によりワクチン投与を行うかまたは投与を許可する者は、以下の刑事責任または民事責任を免除される。

(1) 州公衆衛生機関が求めたワクチン摂取であり、意図的な違法行為または重大な過失がない場合のワクチンを原因とする一切の傷害

(2) 法的代理人によるワクチン接種の承諾が取れないか、拒否のためにその他扶養家族のワクチン接種が不可能

第5-110節 許可

[a] 指定活動の従事に要する許可 州・地方自治体公衆衛生機関は、公衆衛生に有害な場所を所有、業務を実施、あるいは活動に従事するには許可を要することを定めた規則を發布すること。

[b] 範囲 州・地方自治体公衆衛生機関は本節に準じて以下を含む（これに限定されない）許可要件の対象となる業務や活動を定めること。

(1) 場所または業務（例えば、保育施設、食品関係施設、医療施設、ネイルサロン、入院施設、小売店、タトゥー・パーラー、臨時売店）

(2) 活動（例えば、理髪師、美容師、食品取扱業者、給仕、マニキュア師、開業医、薬剤師）

[c] 申請 許可を取得するには、州・地方自治体公衆衛生機関認定の書式による申請書に許可料（機関が定めた金額）を添付して当機関宛に送付しなければならない。

[d] 発給 許可申請書を受理した州・地方自治体公衆衛生機関は申込者の施設、業務、敷地を検分し、申請者が許可条件を満たしているかどうかを判断することができる。当機関は、営業または活動許可条件を満たす各申請者に許可を発行する。

[e] 違反 州・地方自治体公衆衛生機関は、許可条件に違反しているかいまにも違反が発生しそうなことがわかった場合、機関は当人に書面により違反の状態を通知し違反を止めよう求めなければならない。

(1) 州・地方自治体公衆衛生機関は、通知に記載した日時と方法に関連して、受取人が従わなかったり拒否した場合、許可の撤回手続きに着手することができる。

(2) 許可違反が公衆衛生への差し迫った脅威になると州・地方自治体公衆衛生機関が判断した場合、直ちに違反した許可取得者の活動を減じるか止めさせることができる。

[f] 更新 許可を保有する人は、有効期限までに更新申込書に州・地方自治体公衆衛生機関が決めた手数料を添えて提出して許可を更新しなければならない。機関は、許可条件の不備または違反の改善をしなかった者の許可は更新しない。

第5-111項 公衆衛生妨害

[a] 妨害の禁止 いかなる者であれ妨害を引き起こす、悪化させる、許すことは違法となる。

[b] 特定 苦情があったとき、または妨害が機関の管轄区域で起きていると考えられる根拠があるとき、州・地方自治体公衆衛生機関は問題の妨害について緊急かつ徹底的に調査することができる。

[c] 防止 州・地方自治体公衆衛生機関は、妨害と判断する所有物や状態を所有者の費用負担で防止、修正、撤去する命令を發布することができる。

(1) 命令により下記に示すような妨害の特質および妨害を軽減する方法を指定する。

(i) 必要に応じて不動産を閉鎖して不動産からの避難指示を行う、強制避難させる、または不動産を除染するまたは除染させる。

(ii) すべての物資、製品、状態を除染するまたは除染させる、あるいは破棄すること。

(2) 妨害軽減を済ませる適切な時間を命令で指定すること。

(3) 財産の所有者または入居者が指定時間までに命令に従わない場合、州・地方自治体公衆衛生機関は所有者または入居者の費用負担で妨害を排除または軽減させることができる。

(4) 妨害を排除または軽減するために州・地方自治体公衆衛生機関が直ちに行動する必要があるときは、機関が排除または軽減の費用を支払い、当事者に対して経費の精算を求めることができる。

(5) 妨害責任を有する者が州・地方自治体公衆衛生機関が支払った出費の支払いまたは精算を拒んだ場合、下記のとおり出費を処理することができる。

(i) 抵当権として被災不動産に照らして査定する。

(ii) 州・地方自治体公衆衛生機関が受けた裁判所命令に準じて不動産の賃貸料から回収される。

(iii) 州が決定する個人所得税と同様に回収される。

(6) 妨害を引き起こし、または妨害を許した入居者またはその他の者は、敷地所有者が支払った金額または財産と照らし合わせて査定した金額を支払う義務がある。

第 5-112 項 行政捜査と行政監察

[a] 妨害有無の判断

(1) 公衆衛生官は、州・地方自治体公衆衛生機関が管理する法に遵守しているかどうか当然判断する必要があるれば、所有者または財産管理人の承諾を得て正当な時間に地所に立ち入って監察、調査、評価、検査を実施するか、または検査用として検体または試料を採取することができる。

(2) 公衆衛生官は立入りが拒否された場合、監察、調査、評価、検査の実施あるいは検体または試料の検査用採取を許可する行政捜査令状を請求することができる。

(3) 州・地方自治体公衆衛生機関が施設内に妨害のあることを知り、その妨害が個人または公衆衛生にとって差し迫った脅威となる場合にその妨害を抑止することが当然必要と判断されれば、公衆衛生官は所有者や財産管理人の承諾かつ行政捜査令状がなくとも被災した地所に立ち入って施設の状態を監察、調査、評価することができる。

(4) 公衆衛生官は、州・地方自治体公衆衛生機関が管理する法の条項に遵守しているかどうかを判断する必要があるとした場合、公共の場に立ち入って、監察、調査、評価、検査の実施あるいは検体または試料の検査用採取を行うことができる。

[b] 許可条件遵守の判断 公衆衛生官は、許可要件に遵守しているかどうかを判断するために必要であると考えられる場合、許可条件に準じて正当な時間に地所（許可に準じて活動が行われる場所）に立ち入って、監察、調査、評価、検査の実施あるいは検体または試料の検査用採取を行うことができる。

[c] その他管轄官庁 本節は、公営上水道または食料供給、レストラン、宿泊場所、その他公共・民間の場所の行政捜査、行政監察を行う州・地方自治体公衆衛生機関の権能を制約しない。

第VI条

公衆衛生非常事態

第6-101項 公衆衛生非常事態に向けた計画

[a] 公衆衛生非常事態計画立案委員会 知事は、連邦、部族、州および地方自治体公衆衛生機関および知事が公衆衛生非常事態対策に関連があるとみなしたその他の機関の理事（またはそれらの被指名人）、州議会議員の代表者グループ、司法組織のメンバー、知事が選んだその他の者全員から構成される計画立案委員会を設置する。知事は当委員会の議長も任命する。

[b] 公衆衛生非常事態計画 委員会は、設置後[6ヶ月]以内に本条に順ずる下記事項に関する条項またはガイドラインなど公衆衛生非常事態に対処するための計画を知事に提出する。

- (1) 公衆衛生非常事態時における全住民への通知と連絡
- (2) 公衆衛生制度に関わる人間の対応をはじめとする資源、人力、サービスの集中調整
- (3) 医療品、薬品、抗毒素、ワクチン、食料、シェルター、衛生設備、衣類、ベッドなど必需品の場所、調達、保管、輸送、保守、配布
- (4) 隔離と検疫事態において緊急時の審判となる職員の特定と養成など司法制度の継続的かつ有効な運用
- (5) 住民の避難、避難住民の収容と給食の方法
- (6) 非常時に伝染病に罹患または毒物に触れた個人を診断治療するヘルスケア・プロバイダーの特定と養成
- (7) 個人の治療、除染、ワクチン接種
- (8) 汚染物質、伝染性その他の廃棄物、遺体の安全な廃棄
- (9) 公衆衛生非常事態時における隔離、検疫、ワクチン接種、検査、治療、除染を受けた個人の安全かつ有効な保護
- (10) 州・地方自治体公衆衛生機関が行う下記の確認
 - (i) 個人を隔離、検疫、除染する場所
 - (ii) 医療品、食料、その他必需品を住民に配布する場所
 - (iii) 保健職員と緊急作業員の宿泊と給食の場所
 - (iv) 人と物資の輸送経路と手段
- (11) 関連する文化的規範、価値、宗教的信条、伝統
- (12) 本条の目的遂行に要するその他の手段

委員会は公衆衛生制度の下で計画実行を担当する人、その他関係者および一般市民に本計画を配布してコメントを請い、必要に応じて計画を検証、改定するものとする。

第6-102節 公衆衛生非常事態宣言

[a] 宣言 公衆衛生非常事態宣言は、公衆衛生非常事態が発生したときに知事が行うことができる。

宣言に先立ち、知事は州および地方自治体公衆衛生機関と協議するほか、必要ならばその他の公衆衛生専門家などと協議することができる。緊急かつ時宜よく活動することが必要な場合、知事は前記の協議をしなくとも公衆衛生非常事態宣言を行うことができる。

[b] 宣言の内容 公衆衛生非常事態は下記内容を明示した行政命令により宣言すること。

- (1) 公衆衛生非常事態の特徴
- (2) 宣言の対象となる行政的小区域または地理的地域
- (3) 公衆衛生非常事態を招いた状況
- (4) 公衆衛生非常事態の期間が30日未満ならばその期間
- (5) 非常事態に対処する主要な州・地方自治体公衆衛生機関

[c] ワクチンの効果 公衆衛生非常事態を宣言することにより、被災した行政的小区域または地理的地域における州、地方、管轄区域間の災害緊急計画の対応・回復機能が発動される。宣言により、計画に対応する軍の展開・利用、本条に準じて組立、備蓄、入手したすべての供給品、機器、物資、施設の使用または配布が許可される。

[d] 非常事態の権限 知事は公衆衛生非常事態時に以下を行うことができる。

- (1) 州の業務、命令の行使手順を規定した規制制定法の条項および州機関の規則と規制を厳格に遵守することにより、州・地方自治体公衆衛生機関の公衆衛生非常事態対応に要する活動が阻止、妨害、遅延するか、あるいは住民への健康脅威が増す場合はこれらを一時的に保留する。
- (2) 公衆衛生非常事態の対処に必要と判断されれば、州政府およびその行政的小区域の活用可能な資源をすべて利用する。
- (3) 州の省庁の指揮、職員、機能を移転して公衆衛生非常事態に関する対応および復帰のプログラムを実行または支援する。
- (4) 市民軍全体または一部を動員する。市民軍の任務遂行を指示する命令には市民軍を動員する目的と達成目標を明記する。
- (5) 州間協定に基づいて他州を支援するとともに他州からの支援を求める。
- (6) 連邦プログラムまたは連邦要項に基づいて連邦政府から支援を求める。

[e] 調整 州公衆衛生機関は、州の公衆衛生非常事態対応に関するすべての事柄を調整すること。当機関は下記について主要な管轄権、責任、権能を有する。

- (1) 公衆衛生非常事態の評価、緩和、準備、対応、回復を計画および実行
- (2) 州および地方自治体管轄官庁間で公衆衛生非常事態への対応を調整
- (3) 公的・民間部門パートナーおよび他州から選出された役員と協力
- (4) 公衆衛生非常事態への対応活動について広報活動を統括
- (5) 公衆衛生非常事態に続いて回復活動および緩和計画を調整

[f] 身分証明書 公衆衛生非常事態宣言に続いて、公衆衛生機関が公衆衛生制度に関わる者に身分証明書を発行する。

身分証明書には所持者が有する公衆衛生非常事態時の公衆衛生機能と非常事態権限をを記すこと。公衆衛生職員は目立つ場所に身分証明書を付けること。